

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 茨城県ひたちなか市津田 2554 番地 2
氏 名 勝田環境 株式会社
代表取締役 望月 福男

令和 7 年 8 月 28 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、茨城町廃棄物の減量及び処理に関する条例第 16 条の規定により、次のとおり許可します。

令和 7 年 10 月 5 日

茨城町長 小林 宣夫

営 業 所 の 所 在 地	茨城県ひたちなか市津田 2554 番 2
営 業 所 の 名 称	勝田環境 株式会社
取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物（ごみ、粗大ごみ）
収 集、運 搬 及 び 処 分 の 別	収集、運搬
処 分 地	○ごみ（可燃・不燃）、粗大ごみ 茨城県ひたちなか市高野 1968 番地 1、2 株式会社 カッタ ○木くず類 茨城県ひたちなか市高野大房地 1967 番地 2、4 勝田環境 株式会社
営 業 の 区 域	茨城町全域
収 集、運 搬 及 び 処 分 の 料 金	○ごみ（可燃・不燃）、粗大ごみ（0.5t／月・1 回／週） 収集・運搬＋処分費 5,000 円／回 ○ごみ（木くず） 運搬費 2.1 万／台、処分費 16 円／kg
営 業 許 可 期 間	令和 7 年 10 月 5 日～令和 9 年 10 月 4 日
許 可 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令（町条例等を含む）を遵守するほか、町長の指示に従うこと。